

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
第十四次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて

令和6年3月12日
資源エネルギー庁
電力基盤整備課

令和6年1月31日付けで総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第十四次中間とりまとめ」に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. パブリックコメント実施期間等

- (1) 実施期間：令和6年1月31日（水）～3月1日（金）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

提出件数：17件

3. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（代表番号）

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただきます。また、紙面の都合等により、表現は一部簡素化等をしております。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>(意見)</p> <p>ΔkW価格はそれぞれの電源で状況が異なる（B種電源、揚水や蓄電池など短時間供出のため需給調整市場取引が主体となる電源等）ことからガイドラインで制限せず、各事業者が自由に設定できるようにすべきと考えます。もしくは現状のままに留めるべきと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>それぞれの電源で状況が異なる（B種電源、揚水や蓄電池など短時間供出のため需給調整市場取引が主体となる電源など）ことから入札金額は各事業者に自由度を持たせることで新規電源開発による市場参入が促されると考えます。</p> <p>新規建設電源の市場参入には数年を要すと考えられるが、供給増による競争原理が働き価格低減が長期的に進むと考える。入札金額を安価に制限することは短期的には効果があっても、中長期的には新規参入を阻み市場が活性化せず調整力不足に陥り結果的に価格低減にはならないため。</p>	<p>「適正な電力取引についての指針」において、公平かつ有効な競争の観点から、各事業者は、調整力の応札価格及び調整力電力量料金に適用する単価の登録においては、競争的な市場において合理的な行動となる価格で入札（登録）を行うことが望ましいとして、需給調整市場ガイドラインの中で、調整力ΔkW市場に関してその水準を定めております。</p> <p>なお、今次見直しにより、B種電源を選択することで電力・ガス取引監視等委員会との協議を経て固定費回収のための一定額の設定を行うことができるとしており、事前措置の対象事業者であっても、発電事業者は適切な固定費回収をすることができます。事前措置の対象事業者以外の事業者については、電力・ガス取引監視等委員会との協議は必須とはしておりません。</p>
2	<p>(意見)</p> <p>p13_Ⅲ-1. 調整力 kWh 市場_(1) 予約電源以外について</p> <p>登録 kWh 価格はそれぞれの電源で状況が異なる（B種電源、揚水や蓄電池など短時間供出のため需給調整市場取引が主体となる電源など）ことからガイドラインで制限せず、各事業者が自由に設定できるようにすべきと考えます。また、せめて、固</p>	<p>「適正な電力取引についての指針」において、公平かつ有効な競争の観点から、各事業者は、調整力の応札価格及び調整力電力量料金に適用する単価の登録においては、競争的な市場において合理的な行動となる価格で入札（登録）を行うことが望ましいとし、需給調整市場ガイドラインの中で、調整力 kWh 市場に関してその水準を定</p>

<p>定費回収が済んでいないB種電源もあることから、固定費回収のための合理的額（現状の記載内容はまさに合理的な額であり新規電源が参画判断しやすい）が明記されている現状のままに留めることを希望します。</p> <p>p15_Ⅲ-1. 調整力 kWh 市場_(2) 予約電源について</p> <p>各事業者が自由に設定できるようにすべきと考えます。</p> <p>（理由）</p> <p>それぞれの電源で状況が異なる（B種電源、揚水や蓄電池など短時間供出のため需給調整市場取引が主体となる電源など）ことから入札金額は各事業者に自由度を持たせることで新規電源開発による市場参入が促されると考えます。</p> <p>新規建設電源の市場参入には数年を要すと考えられるが、供給増による競争原理が働き価格低減が長期的に進むと考える。入札金額を安価に制限することは短期的には効果があっても、中長期的には新規参入を阻み市場が活性化せず調整力不足に陥り結果的に価格低減にはならないため。</p>	<p>めております。</p> <p>kWh 価格の定め方については、予約・非予約電源間の差を設けないことで、予約電源への応札インセンティブが生じる整理になっております。</p> <p>また、ΔkWh 価格の定め方については、今次見直しにより、B種電源を選択することで、電力・ガス取引監視等委員会との協議を経て固定費回収のための一定額の設定を行うことができるとしており、事前的措置の対象事業者であっても、発電事業者は適切な固定費回収をすることができます。なお、事前的措置の対象事業者以外の事業者については、電力・ガス取引監視等委員会との協議は必須とはしておりません。</p>
<p>3</p> <p>（意見）</p> <p>現在、需給調整市場では調整力の調達力未達が課題となっている状況下、本ガイドライン改定案では、特に新規参入を検討している事業者にとっては、本市場への参入インセンティブは不十分とか考えます。今後、多様な事業者による本市場への参画を促すべく、柔軟な制度設計が必要と考える。従って、上記該当箇所は現行どおりとするべきと考えております。</p> <p>（理由）</p> <p>市場が競争原理を発揮して活性化するには、新規事業者並びに新規電源の参入が不可欠と考えます。本ガイドライン改定案</p>	<p>本ガイドライン改定案においてはA種電源の枠組みで固定費回収が困難な電源に関して、個別で電力・ガス取引監視等委員会との協議の下一定額を定めるB種電源の枠組みがございます。事前的措置の対象事業者においても、個別事例に沿いながら適切な固定費回収ができる仕組みを設けています。なお、事前的措置の対象事業者以外の事業者については、電力・ガス取引監視等委員会との協議は必須とはしておりません。</p>

	<p>では、新規参入が停滞して市場本来の機能を十分に果たせない懸念があるため。</p>	
4	<p>1. 「安定的な電力供給」を国民の開かれた電力システムの下、事業者や需要家の「選択」や「競争」を通じた創意工夫によって実現する方策が電力システム改革の理念であり、</p> <p>1) 電力の安定供給 2) 電力価格の最大限の低減 3) 需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大の3本柱が同改革の目的である。</p> <p>本作業部会が上限価格設定より優先的かつ可及的速やかにやるべきことは、欧豪のように市場の自由な売買により事業者のマネタイズの機会を確保するとともに、</p> <p>①需給調整における再エネを含む多様な電源の活用 ②下げDRさらには(Negative Priceなどの) 上げDRへのインセンティブの設定 ③需給調整制度の改良 (現行の前日スポット市場の枠組みは変更せずに、ゲートクローズを実需給に近づけ、バランス間隔を短縮) ④系統安定性に寄与する慣性力(疑似慣性力)等の能力を再エネや蓄電池からも提供可能とする高速周波数調整市場(応動時間1秒以内)等の創設(現状はスカウティング枠導入など逆行)によるインセンティブ強化などの仕組みづくりを行うことであるが、如何。</p> <p>また、電力・ガス基本政策小委員会において、同システム改革の検証に関わる検証が行われており、本作業部会及びパブコメは同小委員会に報告の上、歩調をあわせて行っていただきたい。同じテーマでありながら、小委員会では様々な意見が出る一</p>	<p>1. 需給調整市場においては応札電源種の限定は現状行っておらず、多様な電源の参入促進や調整力の効率的な調達(前日取引化)等をはじめ、需給調整市場の取引拡大に資する動きを順次進めております。いただいた御意見も今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>2. 上限価格は調整力単価の徒な高騰を回避、一般送配電事業者の費用負担を軽減すべく導入することとしたものでございます。一方で、DRや蓄電池をはじめとした新規リソース確保のための施策は順次検討していく必要があり、必要な調整力の確保と調整力コストの抑制の両立を図る観点から、上限価格の水準は、取引状況に鑑み必要に応じて不断に見直しを行います。</p>

方で、作業部会で同システム改革の目的と異なる制度改定がなされていることには大いに違和感があります。作業部会は当初、システム改革に沿った制度変更をおこなっていたが、直近では規制と監視を中心とした制度変更が多く、同改革に沿ってやるべき新たな仕組みづくりは後回しという印象があります。

2. 既に制定済の需給調整市場ガイドラインに基づき、価格規律の徹底がなされている中、上限価格を設定することは市場の自律性、活力、魅力をそぐことになると強く懸念します。調整力を需給調整市場と緊急時の余力活用に委ねる運用については緊急時対応をふくめ、覚悟をもって注視することは必要であるが、同市場はいまだ開始されていないにもかかわらず、安易に上限価格を設定し、神の見えざる手にゆだねない市場規律と過度な監視は市場の魅力を低下させ、アグリゲーターなど新規参入者による事業機会の拡大に逆行し、折角、立ち上げた VPP をはじめとする分散型エネルギーリソースに冷や水を浴びせるものである。至近年の高需要期および端境期の需給ひっ迫や需給調整市場の高騰は、厳気象による 需要増加や災害時等の電源計画外停止による供給力不足が主要因であり、厳気象需要や稀頻度事象、電源の計画外停止率等の至近の分析と、GX 実現に向けた電化率向上等も考慮した将来の電力需要見通しを踏まえ、確保すべき供給力の評価が何よりも重要。

また、需給調整市場に変動性再エネも加え、調整力の最大限の活用・確保並びに競争を通じた効率的電力の確保が重要であり、上限価格の設定は極めて安易な市場規制と考えますが如何。

	<p>新たな仕組みにおいて、緊急時を含め円滑に運用できるか。</p>	
5	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアを越えた活動をしている新電力にとって、エリアごとに異なる帳票や手続きなどが負担になっており、実務的な環境整備の確認・検証をお願いします。 ・一般送配電事業者の個社システムの未統一も課題と考える。 ・2028年度の同時市場開設を見据え、ワンストップ処理が可能となるようDXを進めていただきたい。 <p>【理由】</p> <p>電力システム改革により、発電と小売が自由化され、大手電力の各エリアを越えて活動することが期待されています。しかしながら、送配電は全国的な連携強化が進められているものの、未だ実務的な帳票類等はエリアごとに異なるなど、エリアを越えて事業を行う小売事業者にとっては様々な点で負担が残っています。</p> <p>また、一般送配電事業者の個社システムも未統一であり、2022年4月から2023年6月に発生したインバランス料金単価の誤算定等については、システムに付随する作業が不統一であることも一因ではないかと考えます。</p> <p>2028年度には同時市場の開設が予定されており、それに先立って次期中給システムの導入が必要になると認識しています。これを機に、エリアを越えた市場取引がより活発になるものと推察します。その時期を目途として、エリア毎に異なる帳票や作業フローの標準化を進めるとともに、更なるDX化としてワンストップで複数エリアの事務手続きが可能となるよう、送配電網協議会等を中心に進めていただくことを提案します。</p>	<p>システム関連の対応につきましては、属地TSO毎の仕様を踏まえて検討する必要があることから、関係各所と連携したうえで、今後の検討の参考にいたします。</p>

<p>6</p>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B種が設けられたことに賛同する。 ・スポット市場は上限価格規制を行わず、需給調整市場は上限価格規制を行うという、この差につきご説明をお願いします。 <p>【理由】</p> <p>今後、系統用蓄電池やEV搭載蓄電池など、様々なリソースの参入が期待されます。B種電源の設定という、リソースの個別事由に対する配慮がなされたことに賛同します。</p> <p>一方、2020年冬季の市場高騰に際して、スポット市場の上限価格規制は早期に議論が終了し、上限価格規制が導入されることはありませんでした。然るに、需給調整市場においては、上限価格規制が熱心に議論され、上限価格規制が導入される方向と認識しています。各市場の役割や活用する主体が異なるとはいえ、同じ国の制度において、なぜこのように差が生じるのかご説明をお願いします。</p>	<p>需給調整市場に上限価格を設定した背景としましては、募集量に対し応札量が不足する状況が続き、高額売り札においても約定する可能性が高くなっており、故に一般送配電事業者の収支状況の悪化が懸念されたことにございます。そこで、電力・ガス取引監視等委員会にて費用圧縮の観点から上限価格設定にメリットがあるとされ、電力・ガス基本政策小委員会にてその水準について検討がなされました。そのため、他市場における上限価格設定とは趣旨が少し異なっております。</p>
<p>7</p>	<p>【意見】</p> <p>2050年CNに向け、需給調整市場には系統用蓄電池やEV搭載蓄電池など新しいリソースの参入が期待される中、既存の火力中心の制度設計が参入障壁とならないよう不断の検証と検討をお願いします。</p> <p>一般送配電事業者の中給システムとの専用線オンライン接続に関する規定が、需給調整市場への参入障壁になっている。キャリア回線が受け入れられない理由、10万kWが閾値となっている理由、定格出力が閾値の対象となっている理由、が不明であり開示されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・需給調整市場においては応札電源種の限定は現状行っており、一次調整力に関するオフライン枠の拡大等、新規リソース参入を促す施策を進めています。今後もDRや蓄電池をはじめとする新規リソースの積極的な参入を促進すべく、新たな施策を今後検討していきます。 ・専用線オンライン接続の扱いについては、調整力制御の重要性を踏まえ、各種制度との整合性を踏まえる必要があることから、関係各所と連携し、今後の検討の参考とさせていただきます。

【理由】

現状の需給調整市場は、発電・送配電・小売というアンバンドルへのソフトランディングを優先し、これまでの火力中心の発電設備を念頭に設計されています。今後は、系統用蓄電池やEV搭載蓄電池など、様々なリソースの参入が期待されます。需給調整市場の関連ルールが新しいリソースの参入障壁とならないよう不断の検証と検討をお願いします。

当社は、発電側・需要側双方のアグリゲーションに取り組んでおり、実証ベースでは一次から三次までの全てのメニューへの調整力提供に成功しています。また商用ベースでは三次メニューへの調整力提供を既に行っています。

こうした立場から、参入障壁に対する不断のチェックをお願いする次第です。

需給調整市場取引規程における「発電機容量が10万kW以上の場合、一般送配電事業者の中給システムと専用線オンラインにて接続する」との規定が、納期と費用の関係から参入障壁になっています。そもそも専用線にNTTなどのキャリア回線が認められず一般送配電事業者の自営線に限定されていることが納期と費用の問題を引き起こしています。この他、10万kWという閾値が制定された経緯が不明です。ERABセキュリティガイドラインでの閾値は50万kWとなっています。また、発電機容量10万kW以上が、供出予定容量ではなく定格出力とされた経緯も不明です。これらの疑問について、エリアの一般送配電事業者、送配電網協議会、電力広域的運営推進機関へ照会しましたが、明確な回答はありませんでした。

需給調整市場における調達未達が審議会等へ報告されており、市場活性化が急務である状況下で、このような事態が需給

	<p>調整市場への参入障壁になっていると考えています。上記課題が解消される、又はその根拠が明確となるルール整備をお願いします。</p> <p>なお、電源を保有する事業者から専用線敷設工事について以下の意見が出ています。</p> <p>専用線工事が高額の上、見積依頼段階にならないと金額が分からない為、電源投資の投資予見性が低い。その見積金額についても、概算時と工事断面での金額に大きく差異があるケースが見受けられる。</p> <p>専用線工事金額をある程度予見できるような情報が、事前に一般送配電事業者より開示されることを希望する。</p> <p>このほか、専用線オンライン接続に伴う手続について、大手電力グループ内事業者と他事業者について公正に取り扱われているか等、内外無差別の確保に関する、監視・検証・結果の公表をお願いします。その際、既に専用線オンライン接続されている大手電力グループ内事業者が市場において優位な競争環境にあるかどうか、仮に問題となる行為はなくとも実質的に優位性が保持されていないか等について、検証をお願いします。</p>	
8	<p>【意見】</p> <p>蓄電池及び揚水発電における上げ調整単価（V1）については、合理的算出に基づく一定金額以上であれば限界費用相当として整理いただくなど、経済的インセンティブが働くような制度設計をご検討いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>蓄電池及び揚水発電については、充電/汲み上げの時間帯を自由に設定できます。</p>	<p>今後需給調整市場における蓄電池をはじめとした新規リソースの参入増加・及び揚水発電における更なる応札確保を目指すべく、いただいた御意見を参考に今後適切な形を検討していきます。</p>

	<p>このため、上げ調整単価 (V1) の上限を限界費用にすると、経済合理的な行動として、応動直後の時間帯での充電や、マージンを期待した市場価格の高い時間帯での充電などが想定されます。</p> <p>しかしながら、全体メリットオーダーの追求や出力抑制最小化の観点から、市場価格の安い時間帯での充電/汲み上げを促す、といった行動が望ましいものと考えています。</p> <p>このため、上げ調整単価 (V1) については、合理的算出に基づく一定金額以上であれば限界費用として整理いただくなど、経済インセンティブが働くような制度設計について、ご検討をお願いします。</p>	
9	<p>ΔkW 価格の価格規律に関して、逸失利益及び固定マージン (A 種 : 0.33 円/ΔkW・30 分) を基本としたうえで、固定マージン以上を費用回収する必要がある電源については、電力・ガス取引監視等委員会による個別精査の上価格を定める (B 種) こととした。</p> <p>という記載があるが、なぜインセンティブが低いという話から固定マージンとしての上限価格を設定する必要があるのか日本語の理解に苦しむ。</p> <p>B 種という枠組みを設定されているが、そのための電力・ガス取引監視等委員会や調整力提供者の時間的コストが考慮されているとは思えず、各事業者が一斉に電力・ガス取引監視等委員会に協議を申し込んだ場合、速やかに協議ができるほどの体制が整っているのか。</p> <p>制度設計者は、調整力提供者に市場に参加して競争をしてほしいのか、搾取をしたいのか疑問である。</p>	<p>今般の価格規律の見直しにより、固定費回収済み電源の応札インセンティブは向上しました。(逸失利益 or マージン (「限界費用」×10%×電源 I 稼働率 5%) ⇒ 機会費用 (逸失利益) + 一定額 (0.33 円))。</p> <p>固定費未回収電源の ΔkW 価格においては、発電事業者が B 種電源を選択することで、事前的措施の対象事業者 (2024 年度は 12 社) においては、電力・ガス取引監視等委員会と協議して個別のマージン設定が行われ、適正かつ十分な収益機会が事業者に与えられる認識です。協議については、電力・ガス取引監視等委員会との間で順次行われ、事前的措施の対象事業者以外の事業者については、電力・ガス取引監視等委員会との協議は必須とはしておりません。</p>

10	<p>調整力の調達量未達については、電力広域的運営推進機関で開催されている「需給調整市場検討小委員会」を参照すると、『応札量不足』が主因と考えられ、これは第1段落の末に記載されている「需給調整市場に応札するインセンティブが低すぎる」ことを如実に表しているものだと考えられる。</p> <p>そんな中、価格規律すなわち応札価格に上限キャップをかけるというのは、応札インセンティブを低下させることと同義であると考えられ、調達費用の大幅上昇の解決にはなれど、応札量不足＝調整力の調達量不足の根本的な解決にはつながらないものである。</p>	<p>上限価格の設定は、需給調整市場の取引価格の徒な高騰を回避するためのものであり、その一方発電事業者による適正な費用回収・収益獲得を後押しすべく価格規律の見直しを行っています。発電事業者の応札を今後更に促進していくよう今後も検討していきます。</p>
11	<p>(※2) B種電源といい、一定額については、制度設計専門会合等の整理に従い必要資料を提出した上で、電源毎に、固定費回収のための合理的な額を上回らない範囲で決定される。</p> <p>⇒他文章中からは全て「固定費回収のための合理的な額」の記載が消えているが、この注釈だけを見て固定費回収のための合理的な額は不明ではないか。また、B種電源協議のための項目について、詳細を求めることについても、参入障壁となり得ることを理解しているのか。</p>	<p>今次ガイドラインにおける「固定費回収のための合理的な額」とは、電力・ガス取引監視等委員会との協議の下個別で決定されるものでございます。その検討に際して、必要な情報をご提供頂くことで、事業者の固定費回収にあたり合理的な水準を検討させていただくことが可能となりますので、お手数をおかけ致しますがご理解賜れますと幸甚です。なお、事前的措置の対象事業者以外の事業者については、電力・ガス取引監視等委員会との協議は必須とはしておりません。</p>
12	<p>需給調整市場ガイドラインの改定の議論は、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合で行われているにも関わらず、なぜ、エネ庁の制度検討作業部会の中間とりまとめの中に含まれているのか。</p>	<p>「需給調整市場ガイドライン」の改定に関して、電力・ガス取引監視等委員会より建議され、建議内容を踏まえ、資源エネルギー庁で開催している、制度検討作業部会において議論を行った上で、本ガイドラインについては改正を行うため、制度検討作業部会の中間とりまとめの中に含まれています。</p> <p>【「需給調整市場ガイドライン」の改定等の建議】</p> <p>https://www.emsc.meti.go.jp/info/public/news/20231121001.html</p>

<p>13</p>	<p>【意見】 ΔkW 価格に上限を設けるべきではなく、自由競争市場で参加者が自由に設定できることが望ましい。</p> <p>【理由】 調整力の調達量未達や調達費用の大幅上昇といった課題は市場参加者が少ないが故に起きている。価格規律という名の上限価格設定は需給調整市場に応札するインセンティブを低下させ、新規市場参入者の低減を招くと考える。入札価格を市場原理に任せ、新規参入者を増やして市場を活性化した方が中長期的に需給バランスや価格も安定する。</p>	<p>上限価格の設定は需給調整市場の取引価格の徒な高騰を回避するためのものであり、その一方、価格規律（ΔkW・kWh 市場のマージン設定）の見直しを行うことで需給調整市場含む予約電源への応札インセンティブの確保を図っています。今後上限価格設定のみではなく、発電事業者の応札を今後更に促進していくような施策を今後検討していく必要があり、市場参加者を更に増やしていくことを今後目指します。</p>
<p>14</p>	<p>【意見】 Ⅲ. 1. (1) 予約電源以外についての意見。 ΔkW 価格をガイドラインで制限しないことを希望します。Ⅲ. 1. (2) 予約電源についての意見。 ΔkW 価格をガイドラインで制限しないことを希望します。</p> <p>【理由】 市場化するメリットを享受するには入札価格を市場原理に任せるべき。新規参入者を増やして市場を活性化した方が中長期的に需給バランスや価格も安定するのではないか。</p>	<p>2021 年度から開設された需給調整市場において、その適正な取引を確保するための措置については、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、当分の間、電気 事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の事後的な措置に加えて、上乘せ措置として、市場支配力を有する蓋然性の高い事業者には一定の規範に基づいて入札を行うことを 要請するという事前的措置を講じることとされました。</p> <p>この事前的措置の考え方については、大きな市場支配力を有する事業者（地域間連系線の分断等が生じた場合に市場支配力を有することとなる蓋然性が高い事業者を含む。）に対して、競争的な市場において取るであろう行動を常に取るよう求めることが適当とされ、また、このような行動は、大きな市場支配力を有する事業者のみならず、それ以外の事業者においても望ましいものであるとされました。</p> <p>なお、今次見直しにより、B 種電源を選択することで電力・ガス取</p>

		<p>引監視等委員会との協議を経て固定費回収のための一定額の設定を行うことができるとしており、事前的措置の対象事業者であっても、発電事業者は適切な固定費回収をすることができます。事前的措置の対象事業者以外の事業者については、電力・ガス取引監視等委員会との協議は必須とはしていません。</p>
15	<p>2月28日に開催された第89回制度検討作業部会の需給調整市場の議題の資料に、A種、B種に分けたことが、「需給調整市場への供出量増加を目的に」とか、「固定費回収を十分に行える仕組みとする」、などの記載があり非常に驚いた。</p> <p>電取委制度設計専門会合でのA種、B種の見直しの議論にあたっては、発電事業者から様々な懸念が出されており、その議論を正しく認識していれば、このような記載はとても考えられず、エネ庁と電取委のコミュニケーションが著しく不足しているのではないかと。発電事業者の立場としては、今回の価格規律の見直しが、供給量増加や固定費回収に寄与するどころか、全く逆の効果を生む可能性すら考えている。</p> <p>今般の価格規律の見直しが、供給量増加や固定費回収に本当に寄与しているのかどうか、24年度以降にチェックアンドレビューを行った上で、問題があれば速やかに見直しを行うことが必要であり、本中間とりまとめに、その旨を追記することを強く希望する。</p>	<p>今般の価格規律の見直し（A種・B種の設定）により、電力・ガス取引監視等委員会との協議の下、固定費回収のための合理的な額を計上できる設計になっております。加えて、kWh 価格の定め方について、予約・非予約電源間の差を設けないことで、予約電源への応札インセンティブが生じる整理になっております。</p> <p>今後の取引状況を注視し、必要に応じて見直しに関する検討は実施する予定です。</p>
16	<p>系統用蓄電池の場合、「機会費用算定における先々の時間帯における市場価格の考え方の例」が適用されるか。また、再エネ併設型蓄電池の場合はどうか。</p>	<p>基本的に蓄電池については、「機会費用算定における先々の時間帯における市場価格の考え方の例」が適用されます。一方で、個別蓄電池の運用実態と照らして当該例を参照することが合理的かについては、電力・ガス取引監視等委員会にお問い合わせください。</p>

17	「一定額」として一律に 0.33 円/ Δ kW・30 分と設定しているが、商品（一次？三次 2）によって価値が異なることから、「一定額」は商品別に設定すべきでないか。	A種電源の一定額の設定の仕方につきましては、現在は全商品同一としております。今後の取引状況を注視し、必要に応じて見直しに関する検討は実施する予定です。
----	---	---